

事 務 連 絡
令和 元年 6月27日

各障害福祉サービス事業所等
管理者 各位

奈良県福祉医療部障害福祉課長
(公 印 省 略)

平成 30 年度福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の実績報告の提出について

平素は本県障害福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年度に福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の算定を受けた事業所等については、「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成 31 年 3 月 26 日障障発 0326 第 2 号)において示されているとおり、福祉・介護職員処遇改善実績報告書の提出が必要となります。

つきましては、下記の要領にて実績報告書の提出を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 提出期限

令和元年7月31日(火) 必着

2. 提出書類 (1) (2) とも全事業所必須

- (1) 福祉・介護職員処遇改善実績報告書(別紙様式5及び添付書類1~3)
- (2) 積算根拠資料(別紙1) **※ 県制定の書式を使用してください。**

<備考>

添付書類1~3の取扱いについて

- ・添付書類1については、全事業所必須
- ・奈良市と奈良市以外にまたがって複数の事業所がある場合、添付書類3を添付
- ・他の都道府県にまたがって複数の事業所がある場合、添付書類2・3を添付

3. 各種様式について

県障害福祉課ホームページに記載例と合わせて掲載しておりますので、下記の掲載場所よりダウンロードのうえ記入願います。

<掲載場所>

奈良県トップページ ⇒ 県の組織 ⇒ 障害福祉課

⇒ 指定障害福祉サービス等及び障害児通所・入所支援事業者申請

⇒ 最新情報：2019年6月27日

「平成30年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算実績報告について」

<アドレス> <http://www.pref.nara.jp/50285.htm>

※ 必ずホームページより最新の書式をダウンロードしてください。

※ 介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を実施している事業所についても、障害福祉サービス分の報告は、障害福祉課制定の様式で行ってください。

4. 提出方法

・郵送にて提出（令和元年7月31日(水)必着）

【宛先】〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県障害福祉課 自立支援・療育係

※ 封筒に「平成30年度処遇改善加算実績報告書在中」と記載してください。

5. 留意事項

・加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることです。仮に上回っていない場合は、一時金等により追加で支払うなど、加算による収入全額を必ず賃金改善にあてるようにしてください。悪質な事例については、返還の対象となりますので、御注意ください。

・奈良市内に所在する事業所は、奈良市への提出となりますので、様式・提出期限等の詳細については、奈良市障がい福祉課までお問い合わせください。

【照会先】

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県福祉医療部障害福祉課 自立支援・療育係

TEL: 0742-27-8513